

証券コード 6550
2022年6月14日

株 主 各 位

東京都港区六本木3丁目2番1号
U n i p o s 株 式 会 社
代表取締役社長CEO 田 中 弦

招集ご通知

第10回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第10回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご案内申し上げます。

本年の定時株主総会につきましては、新型コロナウイルス感染症の収束が見通せない中、どのような形で開催することが望ましいかの検討を続けてまいりましたが、株主の皆様安心してご参加いただきたく、2021年から可能となったバーチャルオンリー株主総会として開催いたします。

つきましては、本総会は「産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律」（令和3年法律第70号）の附則第3条第1項に基づき、場所の定めのない株主総会（以下、「バーチャルオンリー株主総会」という。）として開催いたします。本総会には、株主様が実際にご来場いただける会場がありませんので、4頁の「バーチャルオンリー株主総会の運営について」をご確認のうえ、オンラインでご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席いただけない場合は、書面又はインターネットによって事前に議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の「株主総会参考書類」をご参照のうえ、2022年6月28日（火曜日）午後6時30分までに議決権を行使いただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

- | | |
|--------|--|
| 1. 日 時 | 2022年6月29日（水曜日）午前10時
※午前9時30分頃からログイン可能となる予定です。
※通信障害等の発生により開催日時において、バーチャルオンリー株主総会を開会することが困難な場合には、予備日として2022年6月29日（水曜日）午後1時より開催いたします。当社が予備日に開催することとした場合は、当社ウェブサイト（ https://www.unipos.co.jp/ir/meeting/ ）で、2022年6月29日（水曜日）午前11時までにお知らせします。 |
| 2. 場 所 | 本総会は、場所の定めのない株主総会として開催いたします。
詳細は4頁の「バーチャルオンリー株主総会の運営について」をご確認ください。 |

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

3. U R L <https://web.sharely.app/login/unipos-10>

4. 目的事項

- 報告事項
1. 第10期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第10期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）計算書類報告の件

決議事項

- 第1号議案 定款一部変更の件（本店所在地の変更に係る定款変更）
第2号議案 定款一部変更の件（電子提供措置に係る定款変更）
第3号議案 資本金及び資本準備金の額の減少並びに剰余金の処分の件
第4号議案 取締役6名選任の件
第5号議案 監査役1名選任の件
第6号議案 会計監査人選任の件

以上

- ◎通信障害等により、本総会の議事に著しい支障が生じる場合は、議長が本総会の延期又は続行を決定することができることとするため、その旨の決議を本総会の冒頭にて行うことといたします。当該決議に基づき、議長が延期又は続行の決定を行った場合には、上記記載の予備日である2022年6月29日（水曜日）午後1時より、本総会の延会又は継続会を開催いたします。その場合は、速やかにインターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.unipos.co.jp/ir/meeting/>）でお知らせしますので、4頁以下の「バーチャルオンリー株主総会の運営について」に従ってお手続きのうえ、本総会の延会又は継続会にご出席くださいますようお願い申し上げます。
- ◎本総会の議事における情報の送受信に用いる通信の方法は、インターネットによるものとします。
- ◎郵送又はインターネットにより事前に議決権を行使された株主様が本総会に出席し、重複して議決権を行使された場合は、本総会において行使された内容を有効なものとして取り扱います。本総会において議決権を行使されなかった場合は、郵送又はインターネットにより事前に行使された内容を有効なものとして取り扱います。
- ◎代理人による出席を希望される株主様は、法令及び定款の定めに従い、議決権を有する他の株主様1名に委任いただくようお願いいたします。手続きの詳細に関しましては、4頁以下の「バーチャルオンリー株主総会の運営について」をご参照ください。
- ◎株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.unipos.co.jp/ir/meeting/>）に掲載させていただきます。
- ◎本招集ご通知において提供すべき書類のうち、連結計算書類の連結注記表及び計算書類の個別注記表につきましては、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.unipos.co.jp/ir/meeting/>）に掲載しておりますので、本定時株主総会招集ご通知提供書面には記載しておりません。したがって、本招集ご通知提供書面に記載している連結計算書類及び計算書類は監査役が監査報告を、会計監査人が会計監査報告を作成するに際して監査した連結計算書類及び計算書類の一部であります。

バーチャルオンリー株主総会の運営について

本総会は、『バーチャルオンリー株主総会』です。株主様が実際にご来場いただく会場はございませんので、以下のとおりご案内申し上げます。

1. バーチャルオンリー株主総会に当日出席される株主様

(1) 開催日時：2022年6月29日（水曜日）午前10時

※通信障害等が発生した場合には、予備日として2022年6月29日（水曜日）午後1時より、本総会を開催いたします。

※開催当日の午前9時30分頃からログイン可能となる予定です。

(2) アクセス方法

接続先：<https://web.sharely.app/login/unipos-10>



①上記のURLをご入力いただくか、右記のQRコードを読み込み、アクセスしてください。

②接続されましたら、議決権行使書に記載されている「株主様の株主番号」「株主様の郵便番号（3月31日時点でお住いのご住所）」及び「ご保有株式数（3月31日時点でご保有の株式数）」を、画面表示にしたがって入力しログインしてください。

※「QRコード」は（株）デンソーウェーブの登録商標です。

※ログインに関するご不明点については、下記URLよりヘルプページをご参照いただけます。

株主様向けFAQの「ログイン方法について」を参照ください。

<https://sharely.zendesk.com/hc/ja/sections/360009585533>

(3) 当日の質問方法

- ・ログイン後、議長の指示にしたがって、視聴画面の右下にある「質問する」ボタンをクリックします。

質問フォームが表示されますので、対象となる議案をプルダウンより選択いただき、質問内容を入力後「送信する」をクリックすると、質問が送信されます

- ・当日の質問は、株主総会が開始されたら、入力可能となります。
- ・なお、質問はお一人様につき1問、文字数は150文字までとさせていただきます。

(4) 動議の提出方法

- ・ログイン後、議長の指示にしたがって、視聴画面の右下にある「動議」ボタンをクリックします。

動議フォームが表示されますので、「手続き的動議」または「実質的動議（修正動議）」を選択してください。

動議の内容を入力後「送信する」をクリックすると動議を提出することができます。

(5) 議決権の行使方法

- ・ログイン後、議長の指示にしたがって、「決議」タブより各議案ごとに「賛成」または「反対」をご選択ください。

- ・書面又はインターネットによる議決権行使を行った株主様が、当日出席された場合

- ①当日の議決権行使を確認できた時点で、事前の議決権行使を無効とします。
- ②当日の議決権行使を確認できなかった場合、事前の議決権行使を有効とします。
- ③事前及び当日の行使のいずれも確認できなかった場合、議決権の行使を棄権したとみなします。

(6) 事前質問の方法

以下の期間で事前質問をお受けいたしますので、「(2) アクセス方法」にしたがってログインし、ログイン後右下にある「質問する」ボタンをクリックし「(3) 当日の質問方法」と同じ流れで本総会の目的事項に関する質問内容をご入力ください。

受付期間：2022年6月15日（水曜日）0:00～2022年6月24日（金曜日）23:59

※お一人様につき1問、文字数は150文字までとさせていただきます。

※全ての事前質問にご回答することが難しい場合、多くの株主様にご関心があると思われる質問などを中心に、総会当日、ご回答させていただく予定です。

2. 当日出席されない株主様

(1) 議決権の事前行使方法

①書面による議決権行使

同封の議決権行使書用紙に議案に関する賛否をご表示のうえ、行使期限までに到着するようご返信ください。

行使期限：2022年6月28日（火曜日）午後6時30分到着分まで

※議決権行使書を投函する前に、「株主様の株主番号」「株主様の郵便番号（3月31日時点でお住いの住所）」及び「ご保有株式数（3月31日時点でご保有の株式数）」を、必ずお手元にお控えください。

②インターネットによる議決権行使

9頁の「インターネットによる事前の議決権行使について」をご覧ください。

(2) 代理人による出席方法

議決権を有する他の株主様1名を代理人として、議決権を行使することができます。

ご希望の株主様は、株主総会に先立って当社に「代理の意思表示を記載した書面（いわゆる委任状）」のご提出が必要になりますので、以下の提出先までご送付ください。委任状の様式その他必要情報については、

「3. ログイン方法・代理人による議決権行使等に関するお問い合わせ先」までお問い合わせください。

<代理人に関する書類の提出先>

〒150-0044 東京都渋谷区円山町3-6 E・スペースタワー 1 2F

コインチェック株式会社 Sharely事業部 Unipos株主総会担当者宛

<ご提出期限>

2022年6月28日（火曜日）午後6時30分 必着

(3) 事前質問の方法

5頁「1. (6) 事前質問の方法」をご参照ください。

3. ログイン方法・代理人による議決権行使等に関するお問い合わせ先

・電話番号：03-6416-5286

(コインチェック株式会社 Sharely事業部 Unipos株主総会担当者)

・受付日時：2022年6月15日（水）～2022年6月28日（火）※平日のみ

10:00～17:00

・株主総会当日は、2022年6月29日（水）午前9時～株主総会終結の時まで

以 上

招集ご通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

注意事項

- ・ 書面又はインターネットによる議決権の事前行使をされ、当日バーチャルオンリー株主総会にインターネット経由で出席し議決権を行使された場合は、当日もしくは最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
- ・ 株主総会の進行上の都合やご質問内容により、すべてのご質問にお答えできない場合がございます。
- ・ 通信障害等への対策として、主回線に加え、予備回線を用意するほか、本総会の冒頭にて通信障害等が発生した場合における延期又は続行の決議を行い、また、予備日を設定いたします。
- ・ バーチャルオンリー株主総会へのご出席が容易となるよう、スマートフォン端末からも利用可能なウェブサイトを用意し、その利便性を高めるよう努めておりますが、同ウェブサイトからのご出席が困難な株主様には、書面による事前の議決権行使を推奨しております。
- ・ 当日は安定した配信に努め、通信障害が発生した場合に備え具体的な対処のマニュアルも準備しておりますが、視聴される株主様の通信環境の影響により、ライブ配信の映像・音声の乱れ及び一時中断などの通信障害、並びに送受信に軽微なタイムラグが発生する可能性があります。
- ・ ご視聴いただく際の接続料金及び通信料等は株主様のご負担となります。
- ・ 映像や音声データの第三者への提供や公開での上映、転載・複製及びログイン方法を第三者に伝えること、またライブ配信の様態を撮影することはお控えください。
- ・ その他配信システムに関するご不明点に関しましては、下記FAQサイトを確認ください。

<https://sharely.zendesk.com/hc/ja/sections/360009585533>

インターネットによる事前の議決権行使について

インターネットにより議決権を行使される場合は、パソコン又はスマートフォンから当社の指定する議決権行使ウェブサイトにアクセスし、画面の案内に従ってご行使くださいようお願い申し上げます。

議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net>



バーコード読み取り機能付のスマートフォン又は携帯電話を利用して右上の2次元コードを読み取り、議決権行使ウェブサイトに接続することも可能です。なお、操作方法の詳細についてはお手持ちのスマートフォン又は携帯電話の取扱説明書をご確認ください。

議決権行使期限：2022年6月28日（火曜日）午後6時30分入力完了分まで

1 議決権行使ウェブサイトにアクセスしてください。



・「次へすすむ」をクリック

2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



・「議決権行使コード」を入力
・「ログイン」をクリック

3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



・「パスワード」を入力
・実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください
・「登録」をクリック

※操作画面はイメージです。

以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

インターネットによる議決権行使に関するお問い合わせ

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
フリーダイヤル 0120-652-031 (受付時間 9:00~21:00)

(提供書面)

事業報告

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当社グループは2021年8月6日に、2022年3月期中は事業構造の転換を敢行し2023年3月期以降Unipos事業専門のSaaS企業として再出発することを公表しました。また、当社は2021年6月29日開催の第9回定時株主総会における決議（商号の変更）に基づき、同10月1日付で商号を「Fringe81株式会社」から「Unipos株式会社」に変更しております。

当連結会計年度末時点で、広告代理サービスにつきましては撤退が完了し、またメディアグロースサービスにつきましても提携先との契約や協業の状況を踏まえ、サービスの終了に至っております。これらの広告事業に所属していた人材についてはUnipos事業へ異動し、また早期の売上向上のためにUnipos事業の営業部門の幹部人材を採用し組織を再構築いたしました。この結果、Unipos事業は、ストック売上高（継続課金対象となる月額料金）が順調に積み上がり、2022年3月期のUnipos事業の売上高は577百万円（前期比45.4%増）となりました。今後もUnipos事業の陣容を強化し、さらなる成長につなげていきます。

このほか、賃料等の削減を目的としてオフィスの移転を実施し、2023年3月期につきましては、年間で224百万円の地代家賃の削減効果が見込まれております。構造改革とコストダウンを行うことで2023年3月期以降の赤字幅の圧縮に努め、今後、Unipos事業単体での早期黒字化を目指してまいります。

一方、広告事業の終了に伴い売上高は510百万円減少いたしました。また広告事業に係るソフトウェア資産及び共用資産として計上する固定資産の減損による影響が863百万円ございますが、キャッシュ・フローへの影響はありません。また賃料等の削減を目的として行った本社オフィス移転に伴う違約金相当額484百万円を特別損失として計上しております。

その結果、当連結会計年度の売上高は1,453百万円（前期比26.0%減）、営業損失は1,216百万円（前期は営業損失517百万円）、経常損失は1,197百万円（前期は経常損失528百万円）、親会社株主に帰属する当期純損失は2,510百万円（前期は親会社株主に帰属する当期純損失852百万円）となりました。

② 設備投資の状況

当連結会計年度中において実施いたしました。当社グループの設備投資の総額は148百万円で、その主なものはオフィス移転によるものであります。

③ 資金調達の状況

当社は、運転資金の効率的な調達を行うため、当連結会計年度中に第三者割当によりA種優先株式を発行しました。これにより、Sansan株式会社及び株式会社日本政策投資銀行を割当先とする第三者割当増資により約38億円の調達が完了しております。

④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

当連結会計年度中には、該当する重要な事項はございません。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況

区 分	第7期 (2019年3月期)	第8期 (2020年3月期)	第9期 (2021年3月期)	第10期 (当連結会計年度) (2022年3月期)
売上高(千円)	6,828,888	6,371,868	1,964,688	1,453,943
経常利益又は経常損失(△)(千円)	211,379	△478,766	△528,261	△1,197,682
親会社株主に帰属する 当期純利益又は当期純損失(△)(千円)	259,779	△900,393	△852,021	△2,510,259
1株当たり当期純利益 又は当期純損失(△)(円)	26.48	△91.48	△81.62	△195.79
総資産(千円)	3,749,541	3,348,127	2,889,574	2,874,201
純資産(千円)	1,479,134	568,576	330,293	1,931,908
1株当たり純資産(円)	149.94	55.12	24.27	△145.96

② 当社の財産及び損益の状況

区 分	第7期 (2019年3月期)	第8期 (2020年3月期)	第9期 (2021年3月期)	第10期 (当事業年度) (2022年3月期)
売上高 (千円)	6,246,434	1,842,148	1,439,197	1,453,751
経常利益又は経常損失 (△) (千円)	225,070	29,136	△645,070	△1,203,191
当期純利益又は 当期純損失 (△) (千円)	280,708	△1,123,717	△651,853	△2,515,768
1株当たり当期純利益 又は当期純損失 (△) (円)	28.61	△114.17	△62.45	△196.22
総資産 (千円)	3,261,361	3,359,758	2,890,444	2,872,426
純資産 (千円)	1,490,599	363,042	336,876	1,930,146
1株当たり純資産 (円)	151.11	34.23	24.82	△146.09

(3) 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
Unipos GmbH	25千ユーロ	100.0%	HRテック領域等におけるウェブサービスの提供等

(注) 2021年1月20日開催の取締役会において、当社の連結子会社であるUnipos GmbHを清算することを決議しており、現在同社は清算手続き中であります。

(4) 対処すべき課題

(経営方針)

当社は、『Be an Explorer(探検家たれ)』というイデオロギーのもと、常に時代の最先端にある未知なる領域を開発することに挑戦してまいりました。特に2022年3月期においては『感情報酬を社会基盤に』というコーポレートミッションを掲げ、祖業である広告事業からUnipos専業への事業転換を決断し構造改革までを速やかに完了いたしました。広告事業の終了・各種資産の処分により、売上の減少及び多額の純損失が発生しましたが、2023年3月期以降の赤字幅圧縮に努め、今後、SaaS単体事業での早期黒字化を目指してまいります。

当社の社内制度や文化を背景に、HR領域での新しいサービスとして創出したUniposは2017年6月28日のサービスリリースより約5年間に渡り事業として成長させてまいりました。従業員同士が「感謝のメッセージ」と「ピアボーナス®」をWeb上で送り合えるUniposは、テクノロジーの力で、組織内の多くのメンバーが感情を共有し合えるサービスであり、現代の経営にとって重要な従業員の心理的安全性を高め、結果、業績向上へと導くことができるユニークなサービスであります。

2022年3月時点においては、Unipos事業の伸長は前期比で売上高1.45倍という急速な成長を実現できております。また、資本業務提携先であるSansan株式会社との関係を強化しており、SaaS企業としての営業やマーケティング等のノウハウの提供を受けるだけでなく、UniposとSansanサービスとの連携を通じた共同でのサービス提供やプロダクト機能の連携の可能性を探っております。

単一のSaaS事業モデルへの転換を図りながらも依然高い成長フェーズで事業を展開する当社は、引き続きUnipos事業を伸ばし、更なる成長のための投資とコスト改善を行ってまいります。

(注) 「ピアボーナス」は、Unipos株式会社の登録商標です。

(経営環境)

引き続きテレワークの定常化や就業の多様性への対応、労働人口の減少などに伴い、人材の確保・育成において、弊社Uniposを含めたHRTechクラウドの活用による人事施策の重要性がさらに増していくことが予想されます。HRTechクラウド市場全体は、年平均+31.5%と高い市場成長性が見込まれており(※1)、これは2026年までの一過性のものではなく、その先も含め引き続き高い水準で推移していくものと考えられます。

加えて、マクロ環境としてはISO30414に筆頭される上場企業における人的資本関連の開示義務が欧米で義務付けられる中、日本でも同様の議論が高まってきており、その議論の中核を担っている人材版伊藤レポート2.0にも「組織文化」についての言及があります。

これら人材及び人的資本に対する社会的な高まりを見せる状況下において、組織の心理的安全性を高めつつ業績を向上させることに対する社会的な要請は更に強まってきており、従来以上にUniposを通じた従業員の関係性の質の向上が求められる環境下になってきております。

※1 出所：デロイト トーマツ ミック経済研究所株式会社 「HRTechクラウド市場の実態と展望 2021年度版」

(中期目標)

上記のような環境において、2022年3月期の第4四半期においては高い集客性を誇った自社主催のウェビナー「Unipos心理的安全性サミット2022」の開催などのマーケティング投資を執行し、リードの獲得効率と受注確度の向上に努めてまいりました。2023年3月期以降においてもこれまでの商談や受注状況を踏まえ、タクシーCMと比べ12倍の商談化率と投資効果の高い自社ウェビナーへ注力するとともに、受注効率をさらに改善していく計画としております。

(経営戦略)

前述の通り、Uniposが対象として含まれるHR Techクラウド市場は今後ともますますの拡大が見込まれます。Uniposはこの中でも特にユニークなサービスであり伸びが大きく期待されます。2022年3月期は長引くコロナ禍の影響もありましたが、メーカーや金融業など多様な業種への導入も進み、結果としてUniposの事業の成長に大きく貢献しました。

また、SaaS企業としてのマーケティング投資の知見が蓄積されつつあるとともに、資本業務提携先であるSansan株式会社と同じビルに移転したことで同社との関係性も深まり、今後は更に費用対効果を高めることができると見込まれます。そのため、2023年3月期においても引き続きマーケティング投資を行いますが、費用対効果の高い施策に絞り投資をすることで継続的な顧客獲得が図られながらもマーケティング費用としては前期比で約1.2億円の削減を見込んでおります。引き続きUniposへの成長投資を活発化させていく予定ですが、Uniposは心理的安全性を向上させ、顧客体験も向上させ結果的に業績向上に寄与することから、顧客との取引が長期にわたる性質を持ち、顧客獲得のための費やした投資はこの長期にわたり継続的に上がる収益によって回収可能という事業の構造を有します。そのため、2023年3月期以降において、その投資水準は将来の期待収益と照らし合わせても回収可能と考えております。

招集ご通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

(優先的に対処すべき課題)

Unipos事業への専門化によりSaaS企業への転換・構造改革が完了した当社が認識する対処すべき課題について、以下のように考えております。

①Unipos成長のための投資とコスト改善

さらなる事業成長・拡大を目的として、引き続きマーケティング投資は実施しながらも、2022年3月期に比べ費用を低減し、より効果の高い施策へ投資することでコスト改善とともに更なる成長を目指すことができると考えております。

② Unipos機能拡充

これまでも従業員数30~2,000名以上の幅広い企業・業種に導入いただいております。継続的にご利用いただけるよう、引き続き機能開発を進めてまいります。

③ 業績向上に向けた組織強化

Unipos事業に特化するために中途採用したマネジメント層や広告事業からUnipos事業へ異動した人材も含め、感情の共有や関係性の向上などUniposのサービスによる効果・恩恵の体現者に自らなることによって、結果として業績向上へと繋がっていくものと考えています。

(5) 主要な事業内容 (2022年3月31日現在)

当社グループは「インターネット関連事業」の単一セグメントであり、セグメントごとの記載をしておりません。

構成する主要サービスの概要及び売上高は「1. 企業集団の現況 (1) 当事業年度の事業の状況 ① 事業の経過及び成果」に記載のとおりであります。

(6) 主要な営業所及び工場 (2022年3月31日現在)

- ① 当社
本社：東京都港区
- ② 子会社
Unipos GmbH 本社：ドイツ ベルリン市

(7) 使用人の状況 (2022年3月31日現在)

① 企業集団の使用人の状況

使用人数	前連結会計年度末比増減
150 (27) 名	15名減 (31名減)

(注) 1. 使用人数は正社員数であり、契約社員、アルバイト及び嘱託社員は () 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

2. 当社グループは「インターネット関連事業」の単一セグメントであるため、セグメント別の記載はしていません。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
150 (27) 名	12名減 (31名減)	30.5歳	3.4年

(注) 1. 使用人数は正社員数であり、契約社員、アルバイト及び嘱託社員は () 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況 (2022年3月31日現在)

借入先	借入額
株式会社りそな銀行	674,608千円
株式会社三井住友銀行	50,000千円

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況 (2022年3月31日現在)

- ① 発行可能株式総数
 - 普通株式 47,000,000株
 - A種優先株式 3,800株
- ② 発行済株式の総数
 - 普通株式 12,967,400株
 - (自己株式11,176株を含む)
 - A種優先株式 3,800株
- ③ 株主数
 - 普通株式 2,730名
 - A種優先株式 2名
- ④ 大株主 (上位10名)

株主名	持株数	持株比率
田中弦	普通株式 4,549,400株	35.10%
株式会社 SBI証券	普通株式 574,287	4.43
株式会社 CARTA HOLDINGS	普通株式 554,000	4.27
株式会社 日本カストディ銀行	普通株式 522,500	4.03
中村崇則	普通株式 450,000	3.47
Sansan株式会社	普通株式 366,200 A種優先株式 1,900	2.84
楽天証券株式会社	普通株式 289,500	2.23
松島稔	普通株式 235,600	1.82
日本マスタートラスト信託銀行株式会社	普通株式 203,400	1.57
電通デジタル投資事業有限責任組合	普通株式 198,400	1.53

(注) 1. A種優先株式に係る発行済株式の総数は、Sansan株式会社及び株式会社日本政策投資銀行を割当先とする第三者割当増資により3,800株増加しております。普通株式に係る発行済株式の総数は、新株予約権の行使により1,037,600株増加しております。

2. 大株主の持株比率は自己株式 (11,176株) を控除して計算しております。

- ⑤ 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況
該当事項はありません。

(2) 新株予約権等の状況

① 当事業年度末日における新株予約権の状況

名称	新株予約権の数	目的となる株式の数	発行価額	行使時の払込金額	行使の条件	権利行使期間
第1回新株予約権	297個	118,800株	(注) 1	1株当たり 50円	(注) 2	2015年4月16日から 2023年4月12日まで
第2回新株予約権	22個	8,800株	(注) 1	1株当たり 143円	(注) 2	2016年8月31日から 2024年8月29日まで
第3回新株予約権	20,800個	83,200株	(注) 1	1株当たり 504円	(注) 2	2018年9月4日から 2026年9月2日まで
第4回新株予約権	500個	2,000株	(注) 1	1株当たり 504円	(注) 2	2018年10月21日から 2026年9月2日まで
第5回新株予約権	250個	100,000株	(注) 1	1株当たり 950円	(注) 2	2020年11月23日から 2028年11月22日まで
第6回新株予約権	10,152個	1,015,200株	1株当たり 214円	(注) 4	(注) 5	2020年12月25日から 2022年12月26日まで

- (注) 1. 新株予約権と引換えに払い込みは要しないこととしております。
2. 新株予約権の行使の条件
- (1) 新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時において、当社もしくは当社子会社の取締役、監査役もしくは従業員のいずれかの地位を保有している場合に限り新株予約権を行使できるものとします。但し、当社が正当な理由があると認めた場合は、この限りではありません。
- (2) 新株予約権の行使は、権利者が生存していることを条件とし、権利者が死亡した場合、本新株予約権は相続されず、本新株予約権は行使できなくなるものとします。
- (3) その他の条件は「新株予約権割当契約書」において定めるところによります。
3. 2018年7月1日付で普通株式1株につき4株の株式分割を行っております。第1回、第2回、第3回及び第4回新株予約権の目的となる株式の数及び行使時の払込金額は、当該株式分割により調整されております。
4. 当初行使価額は、485円（発行決議日の直前取引日の株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）における当社普通株式の普通取引の終値）とします。行使価額は、本新株予約権が行使される都度、各行使請求の効力発生日の直前取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（同日に終値がない場合には、その直前の終値）の90%に相当する金額の1円未満の端数を切り捨てた金額に修正されます。但し、修正後の行使価額が、下限行使価額を下回ることとなる場合には、下限行使価額を修正後の行使価額とします。下限行使価額は、243円（発行決議日の直前取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の50%に相当する金額）です。
5. 新株予約権の行使の条件
- (1) 本新株予約権の一部行使はできません。
- (2) その他の条件は「新株予約権第三者割当契約証書」において定めるところによります。

② 当事業年度末日において当社役員が保有する職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

名称	取締役 (社外取締役を除く)		社外取締役		監査役	
	新株予約権の数 及び目的となる 株式の数	保有者数	新株予約権の数 及び目的となる 株式の数	保有者数	新株予約権の数 及び目的となる 株式の数	保有者数
第1回新株予約権	—	—	—	—	—	—
第2回新株予約権	—	—	—	—	—	—
第3回新株予約権	—	—	—	—	2,000個 (8,000株)	1名
第4回新株予約権	—	—	—	—	—	—
第5回新株予約権	—	—	—	—	—	—

(注) 2018年7月1日付で普通株式1株につき4株の株式分割を行っております。第1回、第2回、第3回及び第4回新株予約権の目的となる株式の数は、当該株式分割により調整されております。

③ 当事業年度中に当社使用人等に対し交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。

(3) 会社役員の場合況

① 取締役及び監査役の場合況 (2022年3月31日現在)

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の場合況
代表取締役	田中 弦	
代表取締役	松島 稔	
取締役	菅原 敬	株式会社アイスタイル 取締役CFO
取締役	高橋 理人	株式会社HBIP 代表取締役
取締役	富岡 圭	Sansan株式会社 取締役
取締役	橋本 宗之	Sansan株式会社 取締役
常勤監査役	小椋 明子	
監査役	山田 啓之	Axella総合会計事務所 税理士
監査役	河本 茂行	烏丸法律事務所 パートナー

- (注) 1. 取締役菅原敬氏、高橋理人氏、富岡圭氏及び橋本宗之氏は、社外取締役であります。
2. 常勤監査役小椋明子氏、監査役山田啓之氏及び河本茂行氏は、社外監査役であります。
3. 常勤監査役小椋明子氏及び監査役山田啓之氏は、以下のとおり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
・常勤監査役小椋明子氏は、公認会計士の資格を有しております。
・監査役山田啓之氏は、税理士の資格を有しております。
4. 当社は、社外取締役菅原敬氏、高橋理人氏及び社外監査役の全員を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

② 責任限定契約の内容の概要

当社と各監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額としております。

③ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社及び当社子会社の取締役、監査役、執行役員及び管理職従業員であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により被保険者の職務の執行に関し保険期間中に提起された賠償請求（株主代表訴訟を含む）等に起因して被保険者が被る損害（防御費用、損害賠償金及び和解金）が補償されることとなります。但し、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、被保険者の背信行為もしくは犯罪行為又は故意による法令違反の場合や、保険開始日前に既に発生している損害賠償請求等は保険の対象としないこととしております。

④ 取締役及び監査役の報酬等

当社の役員報酬等は、担当職務、各期の業績、貢献度等を総合的に勘案して決定し固定報酬を月例で支給しております。

当社の取締役の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針の決定権限を有する者は、取締役会により委任された代表取締役の田中弦であり、株主総会で決議された報酬総額の範囲内において、担当職務、各期の業績、貢献度等を総合的に勘案して決定する権限を有しております。監査役の報酬等は、株主総会で決議された報酬総額の範囲内において、監査役の協議により決定しております。代表取締役に委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ各取締役の担当職務、貢献度等を総合的に勘案して評価を行うには代表取締役が適していると判断したためであります。

取締役会において、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることを審議の上確認しています。よって、取締役会は、当該個人別の報酬等は当該決定方針に沿うものであると判断しています。

なお、提出会社の役員が当事業年度に受けている報酬等は、固定報酬のみであります。

区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)			対象となる役員 の員数
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役 (うち社外取締役)	75,151 (11,950)	75,151 (11,950)	— (—)	— (—)	9名 (4名)
監査役 (うち社外監査役)	13,300 (13,300)	13,300 (13,300)	— (—)	— (—)	3名 (3名)
合計 (うち社外役員)	88,451 (25,250)	88,451 (25,250)	— (—)	— (—)	12名 (7名)

- (注) 1. 上表には、2021年6月29日開催の第9回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役5名（うち社外取締役2名）を含んでおります。
2. 取締役の報酬限度額は、2016年6月15日開催の第4回定時株主総会において年額200,000千円以内と決議されております。当該総会終結時点における取締役の員数は6名（うち社外取締役2名）であります。
3. 監査役の報酬限度額は、2017年6月28日開催の第5回定時株主総会において年額20,000千円以内と決議されております。当該総会終結時点における監査役の員数は3名であります。
4. 取締役の員数は、無報酬の社外取締役3名を除いております。

⑤ 社外役員に関する事項

a. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・ 取締役菅原敬氏は、株式会社アイスタイルの取締役CFOであります。当社と兼職先との間には、当社の提供するサービス利用等の取引関係があります。
- ・ 取締役高橋理人氏は、株式会社HBIPの代表取締役であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・ 取締役富岡圭氏は、Sansan株式会社の取締役であります。当社と兼職先との間で業務提携を行っております。
- ・ 取締役橋本宗之氏は、Sansan株式会社の取締役であります。当社と兼職先との間で業務提携を行っております。
- ・ 監査役山田啓之氏は、Axella総合会計事務所の税理士であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・ 監査役河本茂行氏は、烏丸法律事務所のパートナーであります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

b. 当事業年度における主な活動状況

	出席状況、発言状況及び社外取締役期待される役割 に関して行った職務の概要
取締役 菅 原 敬	当事業年度に開催された取締役会17回のすべてに出席いたしました。出席した取締役会において、経営に関する専門的な知見に基づき、取締役会の意思決定の妥当性及び適正性を確保するため、適宜発言を行っております。企業経営者としての豊富な経験と幅広い知識に基づき、当社の経営に対する実効性の高い監督等に十分な役割・責務を果たしております。
取締役 高 橋 理 人	当事業年度に開催された取締役会17回のすべてに出席いたしました。出席した取締役会において、経営に関する専門的な知見に基づき、取締役会の意思決定の妥当性及び適正性を確保するため、適宜発言を行っております。企業経営者としての豊富な経験と幅広い知識に基づき、経営の監督と経営全般への助言など社外取締役に求められる役割・責務を十分に果たしております。
取締役 富 岡 圭	2021年6月29日に就任以降、当事業年度に開催された取締役会13回のすべてに出席いたしました。出席した取締役会において、SaaS領域に関する専門的な知見に基づき、取締役会の意思決定の妥当性及び適正性を確保するため、適宜発言を行っております。企業経営者としての豊富な経験と幅広い知識に基づき、経営の監督と経営全般への助言など社外取締役に求められる役割・責務を十分に果たしております。
取締役 橋 本 宗 之	2021年6月29日に就任以降、当事業年度に開催された取締役会13回のすべてに出席いたしました。出席した取締役会において、M&Aや資金調達、投資業務に関する専門的な知見に基づき、取締役会の意思決定の妥当性及び適正性を確保するため、適宜発言を行っております。企業経営者としての豊富な経験と幅広い知識に基づき、経営の監督と経営全般への助言など社外取締役に求められる役割・責務を十分に果たしております。

招集ご通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

	出席状況及び発言状況
監査役 小 椋 明 子	当事業年度に開催された取締役会17回のすべてに、また、監査役会18回のすべてに出席いたしました。出席した取締役会及び監査役会において、主に財務・会計等に関し、公認会計士としての専門的見地から適宜発言を行っております。
監査役 山 田 啓 之	当事業年度に開催された取締役会17回のすべてに、また、監査役会18回のすべてに出席いたしました。出席した取締役会及び監査役会において、主に財務・会計等に関し、税理士としての専門的見地から適宜発言を行っております。
監査役 河 本 茂 行	当事業年度に開催された取締役会17回のすべてに、また、監査役会18回のすべてに出席いたしました。出席した取締役会及び監査役会において、弁護士としての専門的見地から適宜発言を行っております。

(注) 上表の取締役会の開催回数その他、会社法第370条及び定款の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が2回ありました。

(4) 会計監査人の状況

① 名称 EY新日本有限責任監査法人

② 報酬等の額

	報 酬 等 の 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	30,000千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	30,000千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

③ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

3. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要

(1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

- ① 当社及び子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - a. 取締役会は、「取締役会規程」の定めに従い法令及び定款に定められた事項並びに重要な業務に関する事項の決議を行うとともに、取締役からの業務執行状況に関する報告を受け、取締役の業務執行を監督します。
 - b. 取締役会は、「取締役会規程」「業務分掌規程」等の職務の執行に関する規程を制定し、取締役、使用人は法令、定款及び定められた規程に従い、業務を執行します。
 - c. 取締役会は、実効性のある内部統制システムの構築と法令遵守の体制確立に努め、コンプライアンスに関する規程の制定及びコンプライアンス体制に関する社内組織の設置、変更等について決定します。
 - d. 取締役会の監督機能を強化するため、業務を執行しない社外取締役を選任します。
 - e. 取締役の業務執行が法令、定款及び定められた規程に違反することなく適正に行われていることを確認するために、監査役会による監査を実施します。
 - f. 経営管理部は内部監査を計画し、各事業グループの業務を監査し、代表取締役及び取締役会に報告します。経営管理部が監査対象の場合は、経営管理部以外の部門が客観的に内部監査業務を行うこととします。
 - g. 取締役、使用人は法令違反行為、倫理上問題のある行為、規程違反等コンプライアンス上問題のある行為を発見した場合には、「内部通報規程」に基づき速やかに報告することとします。
- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - a. 取締役の職務の執行に係る情報は、社内規程の定めその他、法令・定款に従い適切に保管・管理する体制を構築しております。
 - b. 保管・管理されている情報は、取締役及び監査役から要請があった場合は適時閲覧可能な状態を維持しております。

- ③ 当社及び子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
損失の危険の管理に関する体制は、社内外の情報が集まるリスク・コンプライアンス委員会において、リスクの認識・評価・予防策・対応策の検討及び実施を行っております。また、必要に応じて各部門の担当者を取締役会に出席させ、リスクの識別と評価に関して報告が実施されております。
- ④ 当社及び子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
a. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するため、原則毎月1回の定時取締役会の開催の他、必要に応じて臨時取締役会を開催することにより、業務執行に関わる意思決定を行っております。
b. 業務執行に関しては、社内規程により権限と責任を定めており、必要に応じて随時見直しを行っております。
- ⑤ 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
当社は、「関係会社管理規程」等の諸規程を定め、これに沿って子会社の取締役等の職務の執行状況を報告する体制を構築しております。
- ⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
監査役会又は監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合は、監査役を補助する使用人として、必要な人員を配置します。
- ⑦ 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する監査役の指示の実効性の確保に関する事項
a. 監査役を補助する使用人の独立性を確保するために、監査役を補助する使用人の人事異動、人事評価、懲戒に関しては、監査役会の同意を得るものとします。
b. 監査役の業務を補助すべき使用人に対する指揮権は、監査役が指定する補助すべき期間中は、監査役に移譲されるものとし、代表取締役の指揮命令は受けないものとしております。
c. 前項の内容を当社の役員及び使用人に周知徹底しております。

- ⑧ 取締役及び使用人並びに子会社の取締役、監査役、業務を執行する社員及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告するための体制
 - a. 監査役は、取締役会に出席して重要事項等の報告を受けております。
 - b. 取締役及び使用人は、会社に著しい損害を及ぼすおそれがある事実を発見したときは直ちに監査役に報告するものとします。

- ⑨ 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制
 - a. 当社は、監査役に報告したことを理由として、当該報告を行った役員及び使用人に対しいかなる不利益な取り扱いを行ってはならないものとしております。
 - b. 前項の内容を当社の役員及び使用人に周知徹底しております。

- ⑩ 監査役の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
 - a. 監査役は、必要に応じて弁護士、公認会計士、その他の外部専門家を活用し、費用を支出する権限を有します。
 - b. 監査役がその職務の執行について費用の支出の請求をしたときは、当該請求に係る費用が監査役の職務の執行に必要なでないことを証明した場合を除き、速やかに支出するものとします。

- ⑪ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
 - a. 代表取締役は、監査役と可能な限り会合を持ち、業務報告とは別に会社運営に関する意見交換ほか、意思疎通を図るものとします。
 - b. 監査役は定期的に会計監査人、内部監査部門と協議の場を設け、実効的な監査を行うための情報交換を行うものとします。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

- ① 取締役会については、定時取締役会を12回、臨時取締役会を5回開催し、法令及び定款その他の各種規程に基づく適法性及び経営判断に基づく妥当性を満たすよう業務執行の決定及び取締役の職務執行の監督を行いました。
- ② 当社は内部監査計画を定め、内部監査を実施し、その結果を代表取締役及び監査役に報告いたしました。
- ③ 当社は役員及び使用人に対し、インサイダー取引防止及びコンプライアンス研修を実施し、法令遵守意識の定着に努めております。
- ④ 監査役は、取締役会及び経営の重要な会議に出席しております。また、定期的に代表取締役との間で意見交換を行っております。
- ⑤ 監査役は、会計監査人及び内部監査部門と監査における状況又は課題について定期的に意見交換を行っております。

4. 会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

連結貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位：千円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	2,483,210	流動負債	382,292
現金及び預金	2,165,632	買掛金	22
売掛金	131,951	1年内返済予定の長期借入金	164,608
その他	185,994	未払金	158,221
貸倒引当金	△368	未払法人税等	11,995
固定資産	390,991	その他	47,444
有形固定資産	0	固定負債	560,000
建物	0	長期借入金	560,000
工具、器具及び備品	0		
投資その他の資産	390,990	負債合計	942,292
敷金及び保証金	371,173	(純資産の部)	
役員に対する長期貸付金	7,970	株主資本	1,920,819
長期貸付金	11,847	資本金	2,871,175
		資本剰余金	2,950,564
		利益剰余金	△3,900,777
		自己株式	△142
		その他の包括利益累計額	△11,869
		為替換算調整勘定	△11,869
		新株予約権	22,958
		純資産合計	1,931,908
資産合計	2,874,201	負債純資産合計	2,874,201

連結損益計算書

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売上高		1,453,943
売上原価		523,352
売上総利益		930,590
販売費及び一般管理費		2,146,898
営業損失		1,216,308
営業外収益		
受取利息	101	
雇用調整助成金	29,025	
雑収入	730	29,857
営業外費用		
支払利息	9,706	
その他	1,524	11,230
経常損失		1,197,682
特別利益		
新株予約権戻入益	12,396	12,396
特別損失		
固定資産除却損	0	
本社移転費用	484,753	
減損損失	863,025	1,347,779
税金等調整前当期純損失		2,533,064
法人税、住民税及び事業税	3,490	
法人税等調整額	△26,296	△22,805
当期純損失		2,510,259
親会社株主に帰属する当期純損失		2,510,259

招集ご通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

連結株主資本等変動計算書

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
当連結会計年度期首残高	807,725	887,114	△1,390,518	△142	304,178
新 株 の 発 行	2,063,449	2,063,449	—	—	4,126,899
親会社株主に帰属する 当 期 純 損 失	—	—	△2,510,259	—	△2,510,259
株主資本以外の項目の当期 変 動 額 (純 額)	—	—	—	—	—
当連結会計年度変動額合計	2,063,449	2,063,449	△2,510,259	—	1,616,640
当連結会計年度末残高	2,871,175	2,950,564	△3,900,777	△142	1,920,819

	その他の包括利益累計額		新株予約権	純資産合計
	為替換算調整 勘	その他の包括 利益累計額合計		
当連結会計年度期首残高	△14,704	△14,704	40,819	330,293
新 株 の 発 行	—	—	—	4,126,899
親会社株主に帰属する 当 期 純 損 失	—	—	—	△2,510,259
株主資本以外の項目の当期 変 動 額 (純 額)	2,835	2,835	△17,861	△15,026
当連結会計年度変動額合計	2,835	2,835	△17,861	1,601,614
当連結会計年度末残高	△11,869	△11,869	22,958	1,931,908

貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	2,481,435	流動負債	382,279
現金及び預金	2,163,855	買掛金	22
売掛金	131,951	1年内返済予定の長期借入金	164,608
前払費用	53,301	未払金	158,221
未収消費税	96,159	未払法人税等	11,995
その他	36,535	前受金	23,776
貸倒引当金	△368	預り金	11,667
		その他	11,987
固定資産	390,991	固定負債	560,000
有形固定資産	0	長期借入金	560,000
建物	0	負債合計	942,279
工具、器具及び備品	0	(純資産の部)	
投資その他の資産	390,990	株主資本	1,907,188
役員に対する長期貸付金	7,970	資本金	2,871,175
長期貸付金	11,847	資本剰余金	2,950,564
敷金及び保証金	371,173	資本準備金	2,866,175
資産合計	2,872,426	その他資本剰余金	84,389
		利益剰余金	△3,914,409
		その他利益剰余金	△3,914,409
		繰越利益剰余金	△3,914,409
		自己株式	△142
		新株予約権	22,958
		純資産合計	1,930,146
		負債純資産合計	2,872,426

招集ご通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

損益計算書

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売上高		1,453,751
売上原価		523,352
売上総利益		930,398
販売費及び一般管理費		2,136,176
営業損失		1,205,778
営業外収益		
受取利息	5,659	
雇用調整助成金	29,025	
その他	258	34,943
営業外費用		
支払利息	9,706	
貸倒引当金繰入	21,563	
その他	1,085	32,356
経常損失		1,203,191
特別利益		
新株予約権戻入益	12,396	12,396
特別損失		
固定資産除却損	0	
減損	863,025	
本社移転費用	484,753	1,347,779
税引前当期純損失		2,538,573
法人税、住民税及び事業税	3,490	
法人税等調整額	△26,296	△22,805
当期純損失		2,515,768

株主資本等変動計算書

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本							株主資本 合 計
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金		自 己 株 式	
		資本準備金	そ の 他 資本剰余金	資本剰余金 合 計	その他利益 剰 余 金 繰 越 利 益 剰 余 金	利益剰余金 合 計		
当 期 首 残 高	807,725	802,725	84,389	887,114	△1,398,641	△1,398,641	△142	296,056
当 期 変 動 額								
新 株 の 発 行	2,063,449	2,063,449	-	2,063,449	-	-	-	4,126,899
当 期 純 損 失	-	-	-	-	△2,515,768	△2,515,768	-	△2,515,768
株主資本以外の 項目の当期変動 額（純額）	-	-	-	-	-	-	-	-
当期変動額合計	2,063,449	2,063,449	-	2,063,449	△2,515,768	△2,515,768	-	1,611,131
当 期 末 残 高	2,871,175	2,866,175	84,389	2,950,564	△3,914,409	△3,914,409	△142	1,907,188

	新株予約権	純資産合計
当 期 首 残 高	40,819	336,876
当 期 変 動 額		
新 株 の 発 行	-	4,126,899
当 期 純 損 失	-	△2,515,768
株主資本以外の 項目の当期変動 額（純額）	△17,861	△17,861
当期変動額合計	△17,861	1,593,270
当 期 末 残 高	22,958	1,930,146

招集ご通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年5月26日

Unipos株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 伊藤 栄司
指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 金野 広義

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、Unipos株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、Unipos株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

注記事項（重要な後発事象）に記載されているとおり、会社は2022年5月26日開催の取締役会において、資本金及び資本準備金の額の減少並びに剰余金の処分（減資）を2022年6月29日開催予定の第10回定時株主総会に付議することを決議している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。
監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書	
2022年5月26日	
Unipos株式会社 取締役会 御中	
EY新日本有限責任監査法人 東京事務所	
指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 伊藤 栄司 指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 金野 広義	
監査意見 当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、Unipos株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの第10期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。 当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。	
監査意見の根拠 当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。	
強調事項 注記事項（重要な後発事象）に記載されているとおり、会社は2022年5月26日開催の取締役会において、資本金及び資本準備金の額の減少並びに剰余金の処分（減資）を2022年6月29日開催予定の第10回定時株主総会に付議することを決議している。 当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。	

招集ご通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第10期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、インターネット等を経由した手段も活用しながら、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役等とオンライン形式で意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年5月26日

Unipos株式会社	監査役会
常勤社外監査役 小 椋	明 子 ㊟
社外監査役 山 田	啓 之 ㊟
社外監査役 河 本	茂 行 ㊟

以 上

株主総会参考書類

第1号議案 定款一部変更の件（本店所在地の変更に係る定款変更）

1. 提案の理由

当社は2022年2月、オフィスコストの大幅な圧縮と、SaaS事業専門の事業会社として生産性向上を
実行するため、オフィスを移転しました。移転先である青山オーバルビルは、当社の資本業務提携
先であるSansan株式会社の本社所在地であり、当社はSansan株式会社との関係性をより深め、更な
るシナジーを追求していく次第でございます。これに伴い、本店所在地に関する定款変更を行うもの
であります。

2. 変更の内容

定款変更案は以下のとおりであります。

定款変更案

(下線は変更箇所を示しております。)

現行定款	変更案
第3条(本店の所在地) 当社は、本店を東京都港区に置く。	第3条(本店の所在地) 当社は、本店を東京都渋谷区に置く。

第2号議案 定款一部変更の件（電子提供措置に係る定款変更）

1. 提案の理由

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されることに伴い、株主総会資料の電子提供制度が導入されることとなりますので所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

定款変更案は以下のとおりであります。

定款変更案

（下線は変更箇所を示しております。）

現行定款	変更案
第15条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供） 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。	（削除）

招集ご通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

現行定款	変更案
(新設)	<p><u>第15条（株主総会参考書類等の電子提供措置）</u> 1. 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。 2. 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、書面の交付を請求した株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとする。</p>
(新設)	<p>附 則 第1条 1. 現行定款第15条の規定の削除および変更案第15条の規定の新設は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに定める施行日（以下、「施行日」という。）から効力を生ずるものとする。 2. 前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内に開催される株主総会については、現行定款第15条はなお効力を有するものとする。 3. 本条は、施行日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日をもってこれを削除する。</p>

第3号議案 資本金及び資本準備金の額の減少並びに剰余金の処分の件

現在生じている利益剰余金の欠損額を補填し財務体質の健全化を図るとともに、今後の資本政策の柔軟性及び機動性を確保することを目的とし、本議案を提出いたします。

具体的には、会社法第447条第1項及び会社法第448条第1項の規定に基づき、資本金及び資本準備金の額を減少し、これらをその他資本剰余金に振り替えるとともに、会社法第452条の規定に基づき、増加後のその他資本剰余金の一部を繰越利益剰余金に振り替えるものであります。

なお、本議案は払い戻しを行わない無償減資であり、発行済株式総数を変更することなく、資本金及び資本準備金の額を減少するため、株主様のご所有株式数に影響を与えるものではありません。また、当該資本金及び資本準備金の額の減少並びに剰余金の処分は貸借対照表の純資産の部における勘定科目の振替処理に関するものであり、当社の純資産及び発行済株式総数にも変更は生じないため、1株当たりの純資産額に変更はございません。

1. 資本金の額の減少の要領

(1) 減少する資本金の額

会社法第447条第1項の規定に基づき、当社の2022年5月26日現在の資本金の額2,871,175,108円を2,821,175,108円減少し、50,000,000円といたします。

資本金の減少額2,821,175,108円は、全額その他資本剰余金に振り替える予定であります。

(2) 資本金の額の減少の方法

発行済株式総数の変更は行わず、資本金の額のみを減少いたします。

(3) 資本金の額の減少の効力発生日

2022年9月30日を予定しております。

2. 資本準備金の額の減少の要領

(1) 減少する資本準備金の額

会社法第448条第1項の規定に基づき、当社の2022年5月26日現在の資本準備金の額2,866,175,108円を2,821,175,108円減少し、45,000,000円といたします。

資本準備金の減少額2,821,175,108円は、全額その他資本剰余金に振り替える予定であります。

(2) 資本準備金の額の減少の方法

資本準備金の額のみを減少いたします。

(3) 資本準備金の額の減少の効力発生日

2022年9月30日を予定しております。

3. 剰余金の処分（その他資本剰余金の繰越利益剰余金への振替）の要領

会社法第452条の規定に基づき、資本金及び資本準備金の額の減少の効力発生を条件に、資本金及び資本準備金より振り替えたその他資本剰余金の金額の一部3,914,409,196円を減少させて繰越利益剰余金に振り替えることにより、欠損の補填に充当いたします。

- (1) 減少する剰余金の項目及びその額
その他資本剰余金 3,914,409,196円
- (2) 増加する剰余金の項目及びその額
繰越利益剰余金 3,914,409,196円

第4号議案 取締役6名選任の件

取締役6名全員は、本総会の終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役6名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者の氏名及び略歴は以下のとおりであります。

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略 歴	所有する当社の 株式数
1	田中 弦 (1976年4月24日)	1999年4月 ソフトバンク(株) 入社 1999年10月 ネットイヤーグループ(株) 入社 2001年10月 (株)コーポレートディレクション 入社 2004年5月 (株)ネットエイジ 入社 執行役員 2005年4月 (株)RSS広告社 (現 当社) 設立 代表取締役 2013年7月 当社 代表取締役 (現任)	4,549,400株
2	松島 稔 (1982年8月24日)	2006年4月 (株)ネットエイジ 入社 2007年11月 (株)RSS広告社 (現 当社) 入社 2013年7月 当社 取締役 2017年9月 (株)Oneteam 社外取締役 2018年3月 Unipos(株) (なお、同社は2020年10月に当社に吸収合併されております) 取締役 2021年6月 当社 代表取締役 (現任)	235,600株

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略 歴	所有する当社の 株式数
3	菅原 敬 (1969年8月13日)	1996年5月 アンダーセンコンサルティング 入社 2000年1月 アーサー・D・リトル (ジャパン) (株) 入社 2001年9月 (株)アイスタイル 取締役 (現任) 2008年2月 (株)コスメ・コム 代表取締役 2012年5月 istyle Global (Hong Kong) Co.,Limited 代表取締役 2012年10月 istyle China Co., Limited 董事 2014年11月 (株)アイスタイルキャピタル 代表取締役 (現 (株)アイスタイル) 2015年6月 istyle International Trading (Hong Kong) Co., Limited 取締役 (現任) 2015年7月 (株)アイスタイルトレーディング 取締役 (現任) 2015年9月 istyle Global (Singapore) Pte.Limited 代表取締役 (現任) 2016年6月 (株)ISGSインベストメントワークス 取締役 (現任) 2016年10月 istyle Retail (Hong Kong) Co.,Limited 董事 (現任) 2017年2月 (株)tsumug 取締役 (現任) 2017年3月 Hermo Creative(M)Sdn. Bhd. 取締役 (現任) 2017年7月 i-TRUE Communications Inc. 董事 (現任) 2017年7月 istyle USA, Inc. 代表取締役 (現任) 2017年7月 MUA Inc. 代表取締役 (現任) 2018年4月 istyle Retail (Thailand) Co.,Limited 取締役 (現任) 2018年6月 当社社外取締役(現任) 2021年3月 (株)オープンエイト 社外取締役 (現任) 2021年6月 JVCAオープンイノベーション委員会 グローバル部会委員 (現任)	0株

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略 歴	所有する当社の 株式数
4	高橋理人 (1959年4月24日)	1982年4月 (株)リクルート (現(株)リクルートホールディングス) 入社 2007年9月 楽天(株) (現 楽天グループ株) 入社 2011年10月 同社 常務執行役員 2013年6月 (株)LIFULL 社外取締役(現任) 2017年1月 (株)マッシュプラス 代表取締役(現任) 2018年6月 当社社外取締役(現任) 2019年12月 (株)HBIP 代表取締役(現任) 2021年3月 アディッシュ(株) 社外取締役(現任)	0株
5	富岡圭 (1976年5月26日)	1999年4月 日本オラクル(株) 入社 2006年6月 同社バンコク 勤務 2007年6月 Sansan(株) 取締役(現任) 2021年6月 当社社外取締役(現任) 2022年3月 (株)インキュリオン 社外取締役(現任)	0株
6	橋本宗之 (1982年1月10日)	2004年4月 リーマン・ブラザーズ証券(株) 入社 2008年9月 バークレイズ・キャピタル証券(株) 入社 2013年1月 DBJ投資アドバイザー(株) 入社 2017年11月 Sansan(株) 入社 2020年8月 Sansan(株) 取締役(現任) 2021年6月 当社社外取締役(現任)	0株

- (注) 1. 候補者菅原敬氏は株式会社アイスタイルの取締役であり、当社は同社との間に当社の提供するサービス利用等の取引があります。候補者富岡圭氏、橋本宗之氏はSansan株式会社の取締役であり、当社は同社との間に業務資本提携関係にあります。なお、その他の候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 菅原敬氏、高橋理人氏、富岡圭氏及び橋本宗之氏は、社外取締役候補者であります。
3. 菅原敬氏、高橋理人氏、富岡圭氏及び橋本宗之氏を社外取締役候補者とした理由は以下のとおりであります。

招集ご通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

- (1) 菅原敬氏を社外取締役候補者とした理由は、事業会社における豊富な知識と経験を有しており、引き続き社外取締役としての役割を十分に果たすことが期待されるため、候補者となりました。なお、同氏は2018年6月より当社社外取締役を務めており、その在任期間は本総会終結の時をもって4年となります。
 - (2) 高橋理人氏を社外取締役候補者とした理由は、事業会社における豊富な知識と経験を有しており、引き続き社外取締役としての役割を十分に果たすことが期待されるため、候補者となりました。なお、同氏は2018年6月より当社社外取締役を務めており、その在任期間は本総会終結の時をもって4年となります。
 - (3) 富岡圭氏を社外取締役候補者とした理由は、SaaS領域において豊富な知識と経験を有しており、当社の事業拡大について適切な監督、助言を行っていることから、引き続き社外取締役としての役割を十分に果たすことが期待されるため、候補者となりました。なお、同氏は2021年6月より当社社外取締役を務めており、その在任期間は本総会終結の時をもって1年となります。
 - (4) 橋本宗之氏を社外取締役候補者とした理由は、資金調達、投資業務において豊富な知識と経験を有しており、当社の意思決定の適切性、多動性に対して監督、助言を行っていることから、引き続き社外取締役としての役割を十分に果たすことが期待されるため、候補者となりました。なお、同氏は2021年6月より当社社外取締役を務めており、その在任期間は本総会終結の時をもって1年となります。
 - (5) 候補者と当社は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を責任の限度とする、会社法第427条第1項に基づく責任限定契約を締結予定であります。
 - (6) 候補者と当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結予定であります。
4. 当社は、菅原敬、高橋理人の両氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。両氏が再任された場合は、当社は引き続き両氏を独立役員とする予定であります。

第5号議案 監査役1名選任の件

監査役河本茂之は、本総会終結の時をもって監査役を退任されます。つきましては、監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次の通りであります。

氏名 (生年月日)	略歴	所有する当社の株式数
※ 鷺野泰宏 (1979年2月26日)	第二東京弁護士会所属 2006年10月 弁護士登録 丸の内総合法律事務所 入所 2012年10月 (株)企業再生支援機構 (現 (株)地域経済活性化支援機構) 入社 2014年2月 寿工業(株) (現 (株)広島メタル&マシナリー) 社外監査役 2014年10月 丸の内総合法律事務所 復帰 2017年1月 丸の内総合法律事務所 パートナー(現任)	0株

- (注) 1. ※印は、新任の監査役候補者であります。
 2. 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
 3. 鷺野泰宏氏は、社外監査役候補者であります。
 4. 鷺野泰宏氏を社外監査役候補者とした理由は、弁護士としての実務経験及び事業会社の監査役として豊富な知識と経験を有しており、社外監査役としての役割を十分に果たすことが期待されるため、候補者としてしました。
 5. 候補者と当社は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を責任の限度とする、会社法第427条第1項に基づく責任限定契約を締結予定であります。
 6. 候補者と当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結予定であります。
 7. 鷺野泰宏氏は東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、同氏の選任が承認された場合には、独立役員とする予定であります。

第6号議案 会計監査人選任の件

当社の会計監査人である、EY新日本有限責任監査法人は、本総会終結の時をもって任期満了により退任となりますので、監査役会の決議に基づき、新たな会計監査人として永和監査法人の選任をお願いするものであります。

監査役会が永和監査法人を会計監査人の候補者とした理由は、当社の業務内容や事業規模を踏まえ、監査法人としての独立性、専門性、品質管理体制及び監査報酬等を総合的に勘案した結果、当社の会計監査人として適任と判断したためであります。

会計監査人候補者は、次のとおりであります。

名称	永和監査法人
主たる事務所の所在地	東京都中央区日本橋兜町5-1 兜町第一平和ビル4階
沿革	2005年4月 永和監査法人設立
概要 (2022年5月1日現在)	出資金 15,000千円 構成人員 公認会計士 30名 その他職員 8名 関与先 56法人

以上